

令和2年6月26日

入所者・ご利用者様のご家族の皆様へ

介護老人保健施設いずみ

施設長 田中 正規

### 面会禁止措置の段階的解除についてのお知らせ

令和2年7月1日（水）から

平素より、新型コロナウイルス感染拡大防止にご協力いただきありがとうございます。入所者の方々は、高齢者であり基礎疾患を有している方も多く、重症化するリスクの高い状況であります。感染経路を断つための対策の一つとして、急を要する場合を除いて、入所者様への面会を禁止としておりましたが、向後、段階的に面会禁止措置を解除していく方向といたしました。

しかしながら、無症候または症状の明確でない方からの感染もあると、専門家から指摘されており、段階的解除にあたり下記のような制限を設定させていただきました。

つきましては、面会をご希望になる場合は、別添問診票へのご回答と、面会時の制限等にご協力いただきますよう重ねてお願いいたします。面会者様の状況によりご面会いただけない場合や、取り決めについてご協力いただけない場合は面会をお断りする場合がありますのでご了承ください。

なお、国・県・市等からの新たな情報により、突然面会制限を再開する場合がありますのでご承知おきください。

#### 《基本的な考え方》

1. 面会者は、別添問診票への回答に協力できること。
2. 面会者は、問診票の条件を全て満たしていること。
3. 1階において、流水と石けんで手洗いし、アルコール手指消毒を実施すること。
4. マスクを持参し着用していること
5. 面会中は、施設が指示する内容について遵守すること。  
①面会者の人数制限 ②面会場所の制限 ③面会時間制限  
④入所者と適切な距離を取り、濃厚な接触を行わないこと。⑤他の入所者との接触しないこと。
6. 食時間（11：30-13：00）日曜、祝日は当面面会できません。

#### 《面会禁止の段階的解除》

1. 7月1日から、面会禁止措置を段階的に解除する。
2. 時間の拡大：お一人当たり15分から開始する。
3. 面会者の範囲と人数：血縁者のみで1名から開始する。
4. 場所の拡大：各フロアー指定の場所のみとする

#### 《複数面会の禁止》

\*3階以外は、面会は1組以内とする。（面会終了後、換気を含め約30分 間隔をあけます。）

\*面会頻度の少ない方を優先する。

以上